

令和 5年 3月13日
(2023年)

業者各位

技術管理課

建設現場における遠隔臨場の試行について

このことについて、和歌山市が発注する建設工事の一部において、受発注者双方の業務効率化を図るため、建設現場における遠隔臨場を試行することとします。

つきましては、「和歌山市建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」を定めたので、お知らせします。

1 遠隔臨場

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を行うことをいう。

2 遠隔臨場により期待される効果

- (1) 受注者の段階確認等に伴う手待ち時間の削減
- (2) 発注者の現場臨場の削減による効率的な時間活用
- (3) 現場不一致等の情報共有の迅速化
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策

3 対象工事

予定価格（税込）1,000万円以上の建設工事で受注者が希望する場合

※予定価格（税込）1,000万円以上の建設工事の場合は、特記仕様書に遠隔臨場の試行対象工事である旨を記載します。

4 適用時期

令和5年4月1日以降に公告する工事

5 その他

詳細については、和歌山市ホームページ（事業者 → 入札・契約（建設工事・建設コンサルタント業務） → 要綱・基準等）に掲示している要領等をご確認ください。